

高松地方裁判所委員会（第46回）議事概要

1 日 時

令和5年5月16日（火）午前10時～午後零時

2 場 所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員）黒野功久、小早川龍司、谷川由紀、谷口雄紀、長瀬裕亮、深野英一、
細川充、水永抄洋、山田明広（五十音順、敬称略）

（事務担当者）白神事務局長、大塚総務課長、菊川総務課課長補佐

（説明者）高松簡易裁判所 吉田肇裁判官、小谷庶務課長、石川主任書記官（補助者）、吉峯主任書記官（補助者）

（オブザーバー）宮本民事首席書記官、村瀬刑事首席書記官

4 議 事（■委員長、○説明者以外の委員、●説明者）

(1) 「身近な裁判所としての簡易裁判所」に関する説明

高松簡易裁判所吉田裁判官、小谷庶務課長及び石川主任書記官から、簡易裁判所の創設から発展の概要、手続の種類及び現在抱えている課題等について、小谷庶務課長及び吉峯主任書記官による窓口における手続案内のデモンストレーションを交えて説明をした。

(2) 意見交換

■ 説明させていただいた「身近な裁判所としての簡易裁判所」についてご質問があれば
うかがいたい。

○ 簡易裁判所や調停手続の広報はどのように行われているか。

- 調停手続について、出前講義を行っている。出前講義については、ホームページに掲載して開催の案内をしたり、調停100周年記念イベントで案内したりした。出前講義の内容は、申立書の書き方や調停手続のメリット、デメリットを案内している。

出前講義に向かう先は一般市民の相談窓口となる市役所などである。窓口の担当者に調停手続を知ってもらうことで、相談に来た市民に手続のことを伝えてもらい、調停手続がいいかなと思ってもらえる、広めてもらえるようお願いしている。

- 一般市民にとって、裁判所＝怖い、なるべく近寄りたくないというイメージがあるのではない。「身近な」裁判所というのはイメージしづらいし、知ろうとも思わないのではない。広報が果たす役割は大きいと考えられるが、出前講義よりもっと手前の段階で、簡易裁判所の社会的な良い面をPRしていく必要があると感じられた。ホームページだったりSNSだったり、難しいものでなくイラスト、漫画、動画を使用するなど内容も工夫したものがよいと考える。

- 裁判所というだけで近寄りづらいイメージはあり、ホームページに記事が掲載されていても検索するところまでなかなかいかないのではない。今後、出前講義の出張先として考えているところはあるか。

- あらゆる相談機関を広く考えていきたい。これまで、市役所、警察署、社会福祉協議会に出張しているほか、民生委員の方々に力を入れていきたいと考えている。

- 身近な悩みを相談できる裁判所として広報活動の機会を増やしていくビジョンに共感する。知ってくれている、ある程度分かっている人の相談にしか乗れないもどかしさがあり、国民の生活動線を知っている人を増やしていく、学校のPTA団体で教えてもらったとか、ちょっとした集まりで聞いてとか、そういうのが増えればよいと感じる。

- 狭いコミュニティでは相談しづらいような、例えばご近所同士のトラブルもあるだろうから、公民館、コミュニティセンターだけでは不十分だと思われる。また、裁判所は訴えるか訴えられるかであろうから、あまり身近にはなりたくないと感じるので、「身近な」というアピールは、少しずれている感覚がある。簡易裁判所で取り扱う事件の数が減っている背景、理由は何か。

- 減少傾向の確たる理由は分からないが、調停事件に関しては、公的ADRが発達して、そちらに相談に行く方が増えてきていることが原因のひとつと考えられる。
- 紛争解決手段は、ADRだったり弁護士に相談して裁判外で解決されたり、被害届を出して警察、検察の刑事手続だったり、問題の背景から福祉的な解決を図る必要があったりする。紛争の内容によって複数の選択があって、その選定が難しい面がある。被害者支援の場面で、ある特定の手続に限るよりは、横断的な視点でメリットデメリットを示していくことも必要である。
- 「身近な」という表現について「利用しやすい」に改めることが考えられる。弁護士会には無料法律相談があるが、その相談で自分が応対するとき、8割くらいは「調停してみたらどうか。」とアドバイスしていると思う。弁護士からみて便利な制度だと思う点は、裁判と違って白黒はっきりさせるわけではない話し合いによる点、中立の第三者が双方の話を聞いてくれる点である。弁護士は依頼のあった人の味方になることしかできないので相手から見ると敵が一人増える形になるが、どちらかに味方するわけではない中立な人を介して話し合いができることは素晴らしいと思っている。事件数減少の原因はつかめていないが、調停委員は、調停委員による相談会を開催していて、そのときにチラシを配ったらいつもより相談会の利用者が増えたこともあって、そのような活動で調停制度を広めていける可能性を感じている。PTA団体など学校関係の団体へのアプローチに加えて、高校生を対象に法教育的な形で調停制度を知ってもらうことも将来的な観点で効果があると思った。
- 窓口案内のデモンストレーションについて、分かりやすく説明されていて印象がよかったが、あえて何か改善点を挙げれば、具体例があればより伝わりやすいのかと感じた。
- 前例の紹介というのは説得力、理解が深まるものと思われるが、前例が、どこの誰のものか特定されないような形で、具体的な事例を説明に入れることは考えられる。
- ハードルが高いイメージがある裁判所で、分かりやすくかみ砕いてくれるというのは伝わりやすい。分かりやすさだけでなく、中立性を守るために非常に注意しながら応対されていて、言葉をよく選びながら非常に工夫されているなど感じた。

- 簡易裁判所というのは学校の授業で、簡易裁判所でだめなら次の裁判所という最初の裁判所という程度の知識だけだったが、よりライトな市民に利用しやすい特色を有している印象を受けた。発信しつづければ市民のイメージも変えていけると感じる。困って悩んで判断が鈍ってからでは遅い。その前の段階での認知活動、当事者になってしまう前に何か困ったら簡易裁判所に相談してみようという選択肢を持てる市民を増やすことが大事だと感じる。「こんなときには簡易裁判所」といったケーススタディを発信すると認知が深まると感じる。
- 裁判所は中立を確保しておかなければ信頼を獲得しえないという大前提があり、相談に来られた方に親身になって話過ぎると、かえって誤解を受けかねないところがある。刑事部の裁判官としては、裁判員裁判で来ていただいた市民の方々には、裁判官も普通の人だと感じていただけているところである。裁判所が怖いというよりも自分が裁判所に行かなければならないという事態が怖いという面があって、そのような面は仕方がないところがある。そのような事態に陥ったとき、手段選択の一つとして、こういう手続があるということを知っていただくことに広報活動の意義があると感じられた。弁護士会での相談や様々な窓口で簡易裁判所の手続を紹介いただいて繋いでいただけるのはありがたいし、そこまでいかない方々に対して、チャンネルの一つとして簡易裁判所を思いついていただけるような活動をしていかなければならないのだなという点は、今回学ばせていただいた。
- 裁判所の中立性を確保するという意味では、国民が裁判所や検察官、弁護士といった法曹界に対して期待することは、揺るぎなくしっかりしてほしいということがある。安心させておいてほしい、最終的な抛りどころとしてしっかりしてしてもらわないと国が成り立たない。裁判所の窓口には「助けてくれ」と言ってやってくる人がほとんどではないかと思うが、中立ですからできませんという、気分を害する方もおられると思う。それは裁判所なのだから本当に仕方がないことで、曖昧にすることが駄目だと感じる。そこをきちんと伝えてあげることが安心につながると思う。ただし、聞く姿勢というのは大事で、日々スキルアップを図って、様々なシチュエーションを考えて、個人的

な経験を共有して伝えていくことが大事だと思う。近年、利用者に寄り添いすぎてサービス提供に偏る傾向があると感じられ、揺るがないどっしりとした裁判所であることが、裁判所の役割を明確にするのではないかと思う。

- インターネットのトラブルは簡易裁判所で処理されることがあるか。事件数が減少傾向にある反面、時代とともに増加する種類の紛争もあるはずで、そのような分野でも対応可能な受け皿として簡易裁判所が機能するのであれば、泣き寝入りせざるを得ない人の助けになれる可能性を感じる。
- インターネットで誹謗中傷を受け、精神的な損害の賠償請求をしたいという相談を受けて、なかなか証拠が集まらないので調停の手続を試みるようになった事案があった。
- インターネットのトラブルは様々あり、一概にどこに持っていくのがよいかというのは言えないと感じる。相手が誰か分かっている前提の民事紛争では、相手が特定されていないと受け付けることが困難であるし、いわゆる名誉棄損という刑事事件となれば警察に行くことが考えられる。記事自体を削除するとなると、法律専門家の間でも高度な判断を要することになって、簡易裁判所では荷が重いことが多いと思う。悩み事によってバリエーションが様々で、高度な判断を要する難しい問題をはらみながら分かれていくことになる。
- 弁護士がインターネットトラブルに関与するときは、誰が何をしたのか調査して、相手が特定されたら、裁判をするか、勝てる証拠があるか、ないとすれば少なくとも削除してもらえないか、と検討していく。その中で、いきなり裁判ではなくて調停をしてから相手の様子や出方を見るといった選択も可能である。

5 次回の予定

令和5年11月22日（水）午前10時から2時間程度

（場 所）高松高等裁判所大会議室（6階）

（テーマ）「刑事裁判における犯罪被害者保護制度」